

本論文は、食品の安全をめぐる論争のフレーミング（問題枠組み）と公衆の判断プロセスとを分析した研究である。BSE問題や遺伝子食品組み替え食品の論争を契機として、食品の安全性についての議論が行われている。その際、ステークホルダー（利害関係者）の認識と公衆の認識は、分析対象とされる認識の中身が異なるため、異なるアプローチが取られてきた。しかし、安全性論争の全貌を明らかにするためには、ステークホルダーの認識と公衆の認識を同時に議論する必要がある。そのため、本論文では、1つの論文のなかでこの2つを同時に扱い、安全性に関する認識の特徴を明らかにした。本論文は以下の9章からなる。

第1章では、本論文の背景と目的を述べている。第2章では、広く科学技術全般に対する認識に関する先行研究をレビューし、ステークホルダーの認識に関する研究と公衆の認識に関する研究とか別々の研究潮流のなかで議論されていることを整理した。

第3章では、本研究の枠組みと方法を提示している。本論文は二部構成になっており、第I部では、食に関する論争のフレーミングに焦点をあてている。第II部では食に関する公衆の判断プロセスに関する研究を扱っている。

第4章では、第I部の研究の方法を示した。魚食の安全性をめぐる論争事例を対象とし、魚食をリスクと認識するかベネフィットとして認識するかの違いを、その前提のレベルで明示した。魚食を対象とした理由は、ステークホルダーの主張が端的に分かれており、明瞭な分析が可能であるためである。まず科学雑誌上の論争関連文献を抽出し、関連するレポート、声明文なども分析対象とした。さらに内容を分析し、論争プロセスと論点変化を図示し、各ステークホルダーのフレーミングを分析した。

第5章では、第I部の結果を示した。まず論争プロセスを4つのフェーズに分け、中心となる論文の論点変化を図示した。さらに、主要な論者（科学コミュニティおよびステークホルダー）のフレーミングを構成している前提として、（1）何を重視しているか、（2）行為や責任の信念として何を用いているか、（3）信頼する科学的主張として何を用いているか、を整理した。その結果、公共環境問題研究者たちは、発ガン性などの健康保護を重視し、そのための環境対策を最重要視し、リスクを重視する科学的根拠（米国環境保護庁の評価基準）を用いていることが示唆された。反対に魚食のベネフィットの研究者たちは、魚食の健康メリットを重視し、ベネフィット重視の科学的根拠を用いていることが示唆された。これらの重視点の違いは、依拠する科学的根拠の違いを生み、複数の安全摂取基準の解釈の違いを生んでいる。たとえば魚食のベネフィット重視の研究者たちは、耐用一日摂取量TDIを用いるのに対し、公共環境問題研究者たちは参照容量RfDという尺度を用い、TDIより食物摂取の毒性のリスクを厳しく見積もっている。

第6章では、第Ⅱ部の方法を示した。予備調査結果から、新しく技術開発された食品を積極的に取り入れたい群が科学的知識を重視し、取り入れたくないという消極的な群では個人の価値観や感情を重視する傾向がみられたので、公衆の認識には2つの判断ルートがあるという仮説をたてた。つまり、積極的な受け止め方は知識に基づいてなされ、消極的な受け止め方は価値や感情に基づいてなされるという仮説である。そして受け止め方の前提を質問紙で直接聞くという分析をおこなった。質問紙調査はWebによるモニター調査を用い、回答数は800、男性50.2%、女性49.8%、年齢構成は20代6%、30代29%、40代38%、50代18%、60代8%である。

第7章では、第Ⅱ部の結果を示した。積極的な受け止め方に相関の強い前提として、栄養学的な知識や生態調節機能成分の知識が用いられていることが示唆された。さらに、消極的な受け止め方に相関の強い前提としては、一般的な食品においては「わからないから」という前提、機能性食品については「なんとなく不安」という感情が用いられていることが示唆された。個人の価値観の項目との有意な相関は検出されなかった。

第8章では、第Ⅰ部と第Ⅱ部から得られた結果の総合考察をおこなっている。まず第Ⅰ部から、ステークホルダーの食品に対する認識において、重視する価値が依拠する科学的根拠の違いを生んでいることが示唆された。また、第Ⅱ部から、公衆の食品に対する認識において、積極的な受け止め方の前提は科学的知識であり、消極的な受け止め方の前提は感情であることが示唆された。両者を比較考察すると、ステークホルダーの認識の前提としては価値観が大きな違いを生んでいるのに対し、公衆の認識の前提では知識と感情であることが示唆される。したがって、ステークホルダーの認識と公衆の認識とでは、前提のレベルから差があることになる。第9章は本論文のまとめをおこなった。

本研究は、食品の安全性をめぐるステークホルダーの認識と公衆の認識の違いを明らかにし、前提として用いられる知識、価値、感情の重みの違いを明らかにした。今後、他の環境分野、医療分野といった分野間の差の検討や、日本以外の国での質問紙調査の実施、質問紙設計における認識の前提の項目改良などの課題もある。しかし、これまで別々に検討されてきたステークホルダーの認識と公衆の認識を同時に議論することによって、安全性論争の前提の差異を明らかにすることができたことは評価できる。認識の前提として知識以外の価値、感情の扱いが対象によって異なることを示したことは、今後の科学技術社会論および科学技術の公衆理解分野の研究の発展におおいに資するものである。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。